

香美市水道施設滅菌設備保守点検委託業務 特記仕様書

(1) 保守点検業務概要

- ・各滅菌機器が正常に稼動しているか作動確認を行い、状況を報告する。
- ・各施設の残留塩素濃度を測定し、調整を行う。
- ・各施設の薬液槽に滅菌液の補充を行う。
- ・簡易的な修繕を行う。

(2) 業務仕様

施設区分	業務内容	対象施設	業務場所	箇所数	業務回数
水道	保守点検	滅菌設備	戸板島水源地、八王子浄水場	2	月1回
水道	薬液補充	シフォンク	八王子浄水場	/	月1回
水道	保守点検	前処理施設	八王子浄水場		2ヶ月に1回
水道施設計				2	
簡水飲供	保守点検	滅菌設備	【土佐山田町内】 談議所、繁藤、榎谷、山田島、香長（2カ所）、ほきやま（2カ所）、ヒヨダ、河ノ川、大法寺、北滝本、間	13	月1回
簡水飲供	保守点検	滅菌設備	【香北町内】 猪野々、大久保、白石、南岩改、市原、北岩改、白川、五百蔵、有瀬、大谷、坂谷、美良布（3カ所）、谷相、梅久保（2カ所）、日比原、根須、永野	20	月1回
簡水飲供	保守点検	滅菌設備	【物部町内】 別府、根木屋、岡ノ内、影仙頭、神池、黒代、五王堂、安丸、大栃、大栃加圧、楮佐古	11	月1回
簡水飲供	保守点検	前処理施設	香長、美良布第1	/	2ヶ月に1回
簡水・飲供施設計				44	

(3) その他

保守点検対象設備外でも異常があれば報告すること。
保守点検内容は、報告書（データ）で提出すること。